（略）	
大分空港事務所	総務課
宮崎空港事務所	
（略）	（略）

別表第三（第八十条関係）

名称	位置
（略）	（略）
佐賀空港事務所	佐賀市
（略）	（略）

別表第四（第八十三条関係）

名称	位置
秋田空港・航空路監視レーダー事務所	秋田市
宮古空港・航空路監視レーダー事務所	宮古島市

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十三号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、観光庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

観光庁組織規則の一部を改正する省令

観光庁組織規則（平成二十年国土交通省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調整室並びに企画官、広報広聴官及び危機管理・安全対策官）	（調整室並びに企画官及び広報広聴官）
第一条　総務課に、調整室並びに企画官、広報広聴官及び危機管理・安全対策官それぞれ一人を置く。	**第一条**　総務課に、調整室並びに企画官及び広報広聴官それぞれ一人を置く。
2～5　（略）	2～5　（略）
6　危機管理・安全対策官は、命を受けて、観光庁の所掌事務に関する危機管理及び安全の確保に関する重要事項に関する事務をつかさどる。	（新設）

（略）	
大分空港事務所	総務課
（略）	（略）

別表第三（第八十条関係）

名称	位置
（略）	（略）
佐賀空港出張所	佐賀市
対馬空港出張所	対馬市
（略）	（略）

別表第四（第八十三条関係）

名称	位置
秋田空港・航空路監視レーダー事務所	秋田市
福江空港・航空路監視レーダー事務所	五島市
宮古空港・航空路監視レーダー事務所	宮古島市